住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

内閣府 Cabinet Office

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※1でも受給できる場合があります

- ＤＶ等で住所地※2以外に避難中の方も、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（ＤＶ保護命令と収入要件）を満たせば、現在のお住まいの市区町村から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、現在お住まいの市区町村での手続きが必要です。

※１ 「ＤＶ等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※２ このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

以下のいずれかに該当する避難世帯に対し、１世帯あたり10万円を支給します。

① 世帯全員の令和３年度**「住民税均等割が非課税」**の世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」※3となった世帯

※３ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和３年１月以降の任意の１か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。
（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（今金町の場合）単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137万8千円以下

申 請 先

現在お住まいの市区町村

【申請書配布先】今金町役場　税務住民課

申 請 期 間

令和４年２月　１日（火）～
令和４年９月３０日（金）

お問い合わせ

住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター
0120-526-145
受付時間 9:00～20:00

今金町役場
税務住民課　課税収納グループ
82-0111
受付時間　平日8:30～17:15

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

手続き・支給要件・必要書類等

以下のＱ＆Ａを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点は、現在お住まいの市区町村の給付金担当窓口にご相談ください。

Q　住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。私は給付金を受給できませんか？

A　住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（ＤＶ避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、現在お住まいの市区町村から給付金を受給できます。

ＤＶ等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q　配偶者からＤＶを受け避難しています。配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A　配偶者の扶養に入っている場合でも、ＤＶ等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

Q　現在の住まいで受給するためには、どのような手続きが必要ですか？

A　現在お住まいの市区町村にご連絡いただき、「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」と「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」をご提出ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。